



陳情 5 第 9 号

令和 5 年 10 月 20 日

つくば市議会 五頭泰誠 議長

つくば市立吾妻中学校における援助費に関する陳情書

陳情者 住所: [REDACTED] 茨城県つくば市 [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先: [REDACTED]

■陳情趣旨

つくば市が謂れのない嫌疑をかけられる要因を払拭するために陳情書を認めました。憲法第 26 条第 2 項にて「義務教育は無償とする」とあります。しかし、吾妻中学校には、何ら説明されない「援助費」が計上されておりました。教育局学び推進課によると、吾妻中学校の援助費は、PTA 総会資料に記載し、PTA 総会で PTA 会員に説明し、「PTA 会員の賛同を得たから全在校生が負担しなければならない費用だ」ということでした。

無償であるはずの義務教育において政府の決定でもなく、強制力の法的根拠を何ら持たない任意団体である PTA が、憲法を否定する「在校生ら全員に支払いを求める決定」をし、PTA 総会で PTA 会員らが賛同したから全在校生からの徴収は正当だという主張が吾妻中学校の校長らからあったようで、教育局学び推進課がそのまま回答してきました。

在校生らは誰一人 PTA 会員ではありません。PTA 総会には、誰一人在校生らは参加していません。なのに、強制力の法的根拠を何ら持たない PTA が在校生ら一人一人に負担させる経費として賛同したからと教育局学び推進課から、法治国家の根幹を揺るがす説明がなされました。行政文書開示請求により、在校生全員にその援助費の負担を強いていることは確認しました。

学校徴収金は、個人の所有になる筆記用具やノート、ワークなどの共用できない教材が認められており、部活動などの個人活動で発生する費用の負担も当然理解できます。学び推進課に援助費が「地方財政法で地方公共団体が住民に転嫁を禁じているものではないか」と確認を取りましたが、該当しない上、PTA 活動費とも別のものという趣旨の回答でしたので、令和 4 年度の援助費全ての領収証を開示請求し、内容を確認しました。

令和 4 年度 946990 円使用された援助費の内訳は、所属していない特定の部

活動に支払われた 178020 円、講師謝礼に 22105 円、公費負担であるはずの公施設整備に費やされた 479318 円、PTA 名義の領収証および PTA が招聘した講師に 191096 円、誰の何のためか分からない駐車場代 770 円、何の謝礼か分からないもの 5616 円、謎のせんべい代 1620 円、卒業式の花代と思われる式典費 27569 円、来賓のお茶代などの雑費 40876 円でした。

吾妻中学校の援助費は「PTA による自発的な寄付金であり、賛同した PTA 会員らが自主的に寄付したもので、用途を学校に一任している」という説明でなければ説明がつかないような内訳であり、任意団体の私的な出費であれば開示請求も対象外でした。

領収証を提出したのは学び推進課です。問い合わせがあった時点で回答のために援助費の内容を確認していたはずですし、開示請求の回答期限である 10 月 4 日には、教育局学び推進課が提出する援助費の内容を全て確認していたことは確実です。後の 10 月 10 日付けで「援助費は学校教育上必要な経費」という回答を五十嵐立青つくば市長が発行しました。

地方財政法第 27 条 4(地方財政法施行令第 52 条で挙げられている市町村立小中学校の建物維持および修繕に要する経費の転嫁禁止)に抵触するものではないと回答を得たはずが、校舎維持費である体育館や学級フロアのワックス代まで含まれておりました。

また、個人情報保護法が令和 5 年度から地方公共団体にも適用された関係で「如何なる場合においても PTA に関する目的のための利用には同意しない」と、学費引き落としのために提供した口座情報について、学費引き落とし以外の利用を拒否する保有個人情報利用停止請求書を吾妻中学校に提出しましたが「PTA 会費は引き落とさない」と付箋紙でメモに自筆署名した諏訪恵美教頭が受理しなかったので、吾妻中学校の援助費は PTA 総会で PTA 会員にのみ賛同を得たとしても「PTA 関連費用ではない」ということです。

森田教育長が作成し、学び推進課が周知徹底している「学校徴収金ガイドライン」にあるように、公立の義務教育における私費負担である学校徴収金は生徒個人所有となるものや個人活動にかかわる費用で、地方財政法第 4 条 5 で「住民に対し直接でも間接でも寄付金を割り当て強制的に徴収してはならない」とありますから、在校生全員に割り当て、PTA 会費を取らなかった PTA 会員ではないと認識している賛同意志を示していない保護者からも引き落としした吾妻中学校の援助費は「PTA による自発的な寄付金」ではなく「学校教育上必要で個人所有となる対象」に限定されて使用されたはずです。

薬物乱用防止教育は文部科学省が中学校での実施を決定したにも関わらず、

義務教育無償に反し公費負担ではなく、その謝礼を全在校生が負担しなければならない決定ができたのは何故なのか理解に苦しみますが、洋菓子店で名が知られるシャトレゼで講師に謝礼として6人分購入し、何故かお茶は7人分。9月ですから「お遣いに行かれた方も暑かったから飲んじゃった」としか思えない領収証にも、学校教育上必要な経費である理由があったのです。吾妻中学校に確認を取った五十嵐立青つくば市長が「学校教育上必要な経費」だと回答をしたのですから、全在校生が負担すべき学校教育上必要な経費であると判断せざるを得ない理由があったのです。そうでなければ、援助費の保護者への諮り方だけが不適切だったかのような回答はできませんから。

市立中学校が学校教育上必要な経費として徴収した援助費に「首相も文部科学省も学校組織であると認めていないPTA」が使用した証であるPTA名義の領収証が存在する理由は分かりませんが、きっと教育委員会または市長が横領罪や窃盗罪などでPTAを刑事告訴する準備中なのでしょう。

社会教育団体を名乗り、法令に反して在校生らに校舎維持費の負担を転嫁させる団体に学校使用許可を出し、子供たちの健全な育成と確かな教育を与える現場で違法行為を放置しておけば、本来、公費で負担すべき転嫁を禁じられた経費が削減出来て、市の財政が助かるという計略で子供たちの権利侵害を容認し、PTAに学校教育上必要な経費を使用させているはずがありませんから。

地方公務員法第33条「職員は、その信用を傷つけ、または職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない」とあるように、他人の金で「将門せんべい薄焼き」が食べたいがために、人生を賭けて違法行為に挑むような校長が平然と生徒らの健全な育成を語る学校の責任者であるなど、ありえません。

個人情報保護法違反、地方財政法違反も然る事ながら、他人の金でせんべいが食べたいがために「教育の現場に相応しい環境づくりおよび生徒の教育活動の振興を図る」「教育活動や学校環境の充実のために有効活用させていただく」などと学校名を挙げて実名で真剣に論じながら、生徒らへの教育と全く関係のない「将門せんべい薄焼き」に使ったことを学校教育上必要な経費ですと言い張るなど詐欺行為であり、刑事告訴されてもおかしくない案件以上に、子供でも恥ずかしすぎて真似できないくらい、ろくでもなさすぎます。

学校管理職に至るまでに様々なご苦労があった事と察します。長い年月を教育現場に捧げ、尽力してきたであろう方々なのに、他人の金で「将門せんべい薄焼き」が食べたいがためにいとも簡単に法を犯す人物だと思われることを黙って見過ごすことができません。胸を張って学校教育上必要な経費だと語れる、一般市民には到底、理解しがたい確かな、アクロバティックな指導理論が

あったと信じます。

昨年 10 月に値上がりし、現在は 1782 円になった「将門せんべい薄焼き 36 枚入り」ですが、その辺のスーパーマーケットで販売されており、茨城県民であれば誰もが値段で品物が分かるほどの名菓です。未来を担う生徒らを全力で応援する吾妻中学校の教職員らが、まるで他人の金で将門せんべいが食べたかったように思われるのは、つくば市民として、到底、許せるものではありません。

援助費の全ての用途について、在校生が負担すべき個人所有となる学校教育上必要な経費である理由についてお伺いしたいのは山々ですが、他にも重要な議案があるので、市議会で全てにおいて説明を求めることは難しいと思います。援助費の繰越金が 2586494 円もあり、令和 4 年度は 946990 円しか使わなかったのに、令和 5 年度でも繰越金を下回る 1600000 円を追加で必要とする理由は一先ず置いておきます。ですから、せめて、学習発表会および音楽発表会である吾妻中学校の紫苑祭の打ち合わせで全在校生が負担すべき学校教育上必要な経費と判断された「将門せんべい薄焼き 36 枚入り」が、どのような狙いで、どのような指導に使用されたのかだけでも市議会で説明してもらいたいと思います。

これが説明出来たら、全市民がつくば市の教育に尽力する情熱を理解し、今後一切の疑念を抱かずに全面的な協力ができると思います。在校生は 300 人弱おりますので、36 枚で足りたなら、地元の名産品を知るために全在校生が食べたわけではないことは、誰が見ても分かりますから、「将門せんべい薄焼き 36 枚」の使途をありのままに説明することで、つくば市に不正や違法行為が一切ないことを証明してもらいたいのです。

■陳情事項

つくば市立吾妻中学校の学習発表会および音楽発表会である紫苑祭の打ち合わせで全在校生らの指導に必要と判断され、校長ならびに教頭らが、全在校生が負担する学校教育上必要な経費と判断し用意した「将門せんべい薄焼き 36 枚入り」を、どのような狙いで、どのような指導に使用したのか、一般市民が納得できるように、吾妻中学校に確認を取って学校教育上必要な経費と回答した市長に説明させ、その内容を公表してください。

PTA の意義についての説明は必要ありません。実態と無関係の理念だけ掲げて論点をずらし、逃げ回っている紹介をするのは時間の無駄です。吾妻中学校の援助費が PTA という任意団体の活動資金ではないことは、行政文書開示請求で援助費を使用した全ての領収証がつくば市から交付されたことで既に証明できています。「将門せんべい薄焼き 36 枚入り」を使用した吾妻中学校独自の具体

的な指導について説明していただければ、つくば市が未来を担う生徒らの健全な育成と確かな教育に尽力していることが証明できます。

「科学と教育のまち」として知られるつくば市が謂れのない嫌疑をかけられることは絶対に許せません。きっと「流石、つくば市だ」と誰もが感嘆の声を上げる斬新且つ奇抜で、科学的根拠または確かな教育理論に基づいた「将門せんべい薄焼き 36 枚入り」を使用した学習発表や楽器演奏・合唱における指導法があることを証明してくれると信じています。

たまたま学習発表および音楽発表会の紫苑祭打ち合わせで必要性を感じて用意したものであって、紫苑祭と関係ないのであれば、「将門せんべい薄焼き 36 枚」が教育現場に相応しい環境づくり、または学校環境の充実のために、学校敷地内の何処でどのように使用されているかの具体的な紹介でも構いません。

以上

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

担当者
原

校長	教頭	事務
尾見	原	森

物 品 購 入 伺

令和 4 年 9 月 15 日

会計費目	市 費	生徒会費	援助費	学級費	教材費	PTA	その他 ()
用 途	紫苑祭 合計						
合 計	¥ 1,620 .. 円						
品 名	数量	単価	金額	支払先			
せんべい	1	1,620	1,620				

校長	教頭	事務
尾見	原	森

支 出 伺

令和 4 年 10 月 12 日

金	¥ 1,620 .. 円
---	--------------

上記のとおり支出してよろしいか。

- ※1 「銀行払戻票」と「業者納品書・請求書」と共に提出（裏面に添付）
- ※2 市費該当の際は、業者納品書・請求書を糊付けせず、クリップ止めで提出
- ※3 支払い後、「領収書」を添付（裏面に貼付）
- ※4 物品購入決定後、変更があった場合は朱書きで訂正し理由も記入

支 払 確 認

支払日	4 年 10 月 12 日				
校長	教頭	事務	会計担当者	受領印	
尾見	原	森	原	森	

万路

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

領収書添付

請求書添付

(うち、消費税等 120円)
但し、買上明細票の通り上記正に領収いたしました。
現金 (その他 0円)
1,620円 (クレジット 0円)
株式会社カスミ 学園の森店
TEL 029-863-1181

※財布等に入れ保管頂く場合
印刷面を内側に折り返し保管してください。

印紙
不要

¥1,620-

No. 0320-0055-5331
2022年09月15日
[担当:]

買上明細票

J06 Y: 税門別適用税率 1,500※

小計	1点	¥1,500
(8%外税対象額		¥1,500)
8%外税額		¥120

※印は軽減税率適用商品です。



シートNo: 5331

責: 1505305

の写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

No.12

担当者
原

校長	教頭	事務
尾見	原	三塚

物 品 購 入 伺

令和 4 年 9 月 30 日

会計費目	市 費	生徒会費	援助費	学級費	教材費	PTA	その他 ()
用 途	薬物乱用防止教室 講師 謝礼						
合 計	4,327 円						
品 名	数量	単価	金額	支払先			
菓子類	6		3,420				
飲み物	7		907				

校長	教頭	事務
尾見	原	三塚

支 出 伺

令和 4 年 9 月 30 日

金	74,327	円
---	--------	---

上記のとおり支出してよろしいか。

- ※1 「銀行払戻票」と「業者納品書・請求書」と共に提出（裏面に添付）
- ※2 市費該当の際は、業者納品書・請求書を糊付けせず、クリップ止めて提出
- ※3 支払い後、「領収書」を添付（裏面に貼付）
- ※4 物品購入決定後、変更があった場合は朱書きで訂正し理由も記入

支 払 確 認

支払日	4 年 10 月 2 日				
校長	教頭	事務	会計担当者	受領印	
尾見	原	三塚	原	原	

原 三塚

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

領収書添付

Châteraisé
NATURE SWEETS & GIFTS

シャトレーゼ

領 収 証

2022年09月28日

7994号

吾妻中

様

¥3,420

但し

として

上記正に領収致しました。

(消費税等 ¥253 を含みます)
現金 ¥3,420

(領収金額内訳)

10.0% 内税対象額	¥30
(10.0% 消費税等	¥2)
8.0% 内税対象額	¥3,390
(8.0% 消費税等	¥251)

つくば学園の商店
茨城県つくば市
学園の森2丁目16-1
TEL 029-858-5201

1707-0002 #2135

この領収証は感熱紙を使用しておりますので
印刷面を内側に折り保管して下さい。

子セブン-イレブン

つくば松見公園店
茨城県つくば市天久保1-10-2
5

電話: 029-852-3030 ｼﾞﾌﾞ#1

2022年09月30日(金) 11:59 責298

領 収 書

サイト連携

03込

おーいお茶 緑茶 600ml

値引額	¥140x 7	*980
(商品代金	¥20x 7	-140
(値引合計		¥980)
		-140)

小 計(税抜 8%) ¥840
消費税等(8%) ¥67

合 計 ¥907

(税率 8%対象 ¥907)
(内消費税等 8% ¥67)

お 預 り ¥1,000

お 釣 ¥93

お買上明細は上記のとおりです。

[*]マークは軽減税率対象です。